

曹洞宗の 「寺族」について

宗務行政からみた寺族ガイダンス



ご質問

◎ 寺族とは？・・・なに？

1. 「寺族」になるには？
2. 准教師とは？
3. 寺族代表（特定代務者）とは？
4. 寺族年金制度について
5. 宗務所褒賞について

曹洞宗の「寺族」とは

- 寺族は**資格**

- ✓ 曹洞宗宗務庁の「**寺族簿**」に**登録**
条件・・・寺院に在住

- 任 務

- ✓ 「本宗の宗旨を信奉し、住職に協力し、ともに寺門興隆、住職の後継者の育成及び檀信徒の教化につとめなければならない」
- これ以上の大変さがあると思います。

寺族になるには（手順）

- 「寺族」になる（各寺の中で）

いろいろなタイミングで、なりますね。

- 申請「**安名親授式参加申請**」 16歳以上

住職さんから宗務所に

- 宗務庁～「**寺族安名親授式添書**」 2年間

- 両大本山の**侍局宛に**「**願い出る**」

だいたい4月、10月の頃 行ってます

※安名親授式の日程は、宗務庁のHP「寺院専用サイト」に広報

※平成27年3月31日以前の登録の人は、

「寺族得度式登録簿」→「寺族簿」に登録、寺族となります。

「安名親授式」で何をするの？

※禅師様から「**仏戒**」を授かる

☆お弟子になられた証

1、安名（戒名） 2、血脈（法脈） 3、絡子

大本山總持寺様



大本山永平寺様



“

大本山侍局 「安名」



宗務庁 「寺族簿」 に登録

「登録証」

”



正式な寺族

ポイント：○○禅師様のお弟子です

※寺籍簿という、各寺院の台帳が宗務庁にあります。
僧籍簿・寺族簿も含まれます。配布物はその数に合致します。

万が一（住職の死亡の時）

- * 寺院が保護する義務があるが、
責役・干与者の協議次第。
（内容は定まっていない）

寺族として
取得してほ
しい資格が



准教師

准教師（資格）

▶ 准教師になるには・・・

◆ 寺族通信教育 受講（レポート提出）

✓ 添削指導（1年／4月・10月開講）

◆ 寺族通信教育研修会 受講

✓ スクーリング（2泊3日）本庁へ（東京）

「修了証」発行（申請）



准教師（登録）

准教師になると

▶ **寺族代表** (寺族の内1名：本務住職地のみ)

▶ **特定代務者**・・・万が一の時

- ✓ 住職死亡し、後任住職任命がすぐに出来ない (3年間)
(お寺・家族・自分を守る事ができる)

■ **法人代表役員** (**事務の代務**)

✓ **不 可**

葬儀法事 (宗教上の行為) ・ 不動産の処分 ・ 伽藍の新築 ・ 改築
規則の変更

▶ **責任役員** ・ **干与者** に選定 (住職から申請)

寺族年金

寺院運営について住職をたすけ、かつ協力した寺族に給付される

▶ 受給の4条件 (全て)

- ▶ ①前住職の配偶者・②准教師・③年齢65歳以上
- ・④寡婦である

● 申 請

- ▶ 本人 (保証人連署)
- ▶ 保証人 前住職の僧籍所在寺院の住職、責任役員の教師
- 受給額 月額5,000円 ×12ヶ月 {年2回 9月・3月 指定口座へ}
- 受給者死亡、死亡日の月までなので、過給付は保証人が返納する。

宗務所褒賞規程

宗務所長よりの褒賞

- ▶ 第1条 (2) に規程される寺族の褒賞
 - 住職・前住職の配偶者で寺族で75歳以上
 - 但し30年以上寺院に居住のこと
(住職勤続も同じ)
 - 褒賞は教区長・2名以上の宗侶の申請
 - 顕著な功績の範囲

- 申請によらず、宗務所長は自ら行う事ができる

質疑応答